

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		病院、診療所及び助産所の申請及び届出に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第8条 第8条の2 第9条 第15条第3項 施行規則第1条の14 第2条 第3条 第4条 第5条 第24条第24条の2 第25条 第25条の2 第26条 第27条 第27条の2 第28条 第29条
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	医療法及び同法施行規則に基づき、事前の許可若しくは期限内に申請若しくは届出の提出がなされなかった場合、又は虚偽の申請、届出がなされた場合は、口頭による行政指導又は文書による報告書を求める。
	備 考	